

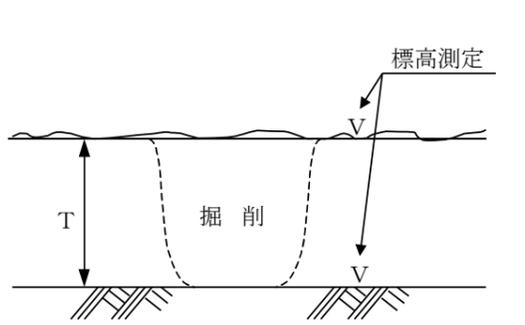
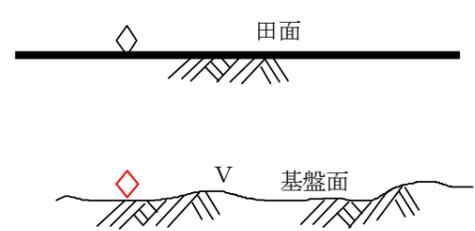
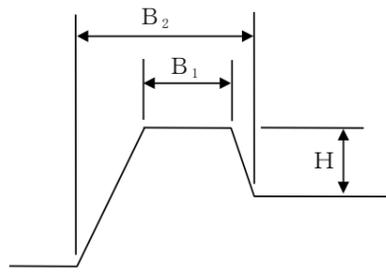
○ 農業土木工事施工管理基準の制定について（令和5年11月16日農計第436号農林水産部長通知） 新旧対照表

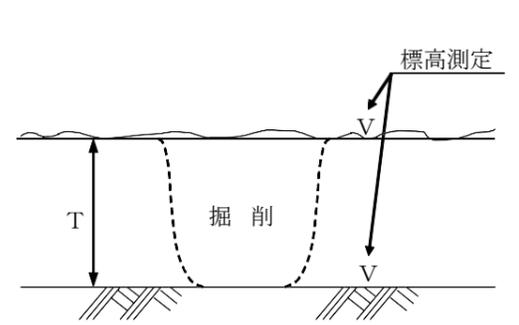
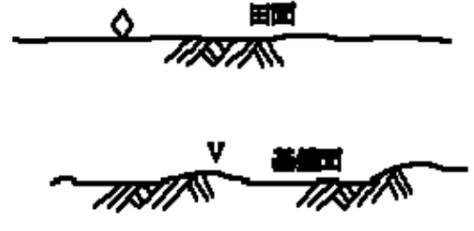
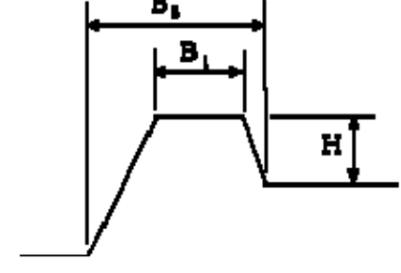
(下線部の部分は改正部分)

改正後						改正前					
土木工事施工管理基準						土木工事施工管理基準					
目次 [略]						目次 [略]					
第1 目的 ～ 第5 用語の定義 [略]						第1 目的 ～ 第5 用語の定義 [略]					
別表第1 直接測定による出来形管理						別表第1 直接測定による出来形管理					
1 [略]						1 [略]					
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)		2 ほ 場 整 備 工 事	表土扱い 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)	
	基盤造成 表土整地	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	10a 当たり3点以上。 (標高測定する)			基盤造成 表土整地	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	10a 当たり3点以上。 (標高測定する)	
	均平度 (◇)	⊕ 35	⊕ 50				均平度 (◇)	⊕ 35	⊕ 50		

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
畦畔復旧	幅(B)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測 定する。 施工延長を示さない場合 は、1 耕区につき 1 箇所の 割合で測定する。
	高さ(H)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	
道路工 (砂利道)	幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	幹線道路は、施工延長 50 mにつき 1 箇所の割合で 測定する。
	厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
	施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400	支線道路は、施工延長おお むね 200mにつき 1 箇所の 割合で測定する。

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
畦畔復旧	幅(B)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測 定する。 施工延長を示さない場合 は、1 耕区につき 1 箇所の 割合で測定する。
	高さ(H)	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	
道路工 (砂利道)	幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	幹線道路は、施工延長 50 mにつき 1 箇所の割合で 測定する。
	厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
	施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400	支線道路は、施工延長おお むね 200mにつき 1 箇所の 割合で測定する。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は、 <u>基盤整地後と表土埋戻後に測定する。</u>
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
基準高、均平度で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻後に測定する。
幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4 農道工事」を適用する。

3～17 [略]  
別表 [略]

別表第2～4 [略]

《巻末》 [略]

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4 農道工事」を適用する。

3～17 [略]  
別表 [略]

別表第2～4 [略]

《巻末》 [略]